

生まれかわって  
さらに魅力アップ!

自動車事故費用共済

# お守りくん

人身事故時の円満な事故解決を応援します!

## 3つの特長

- 1 共済金はあなた(契約者)にお支払いします
- 2 万が一、あなた(契約者)が加害者になった場合、  
事故発生見舞金をすぐにお支払いします
- 3 万が一、あなた(契約者)が加害者になった場合、  
円満な事故解決のためにあなたが負担した  
諸費用をお支払いします

乗るんじゃったら  
はいらにやー!!



車両1台につき  
共済掛金 月々 **1,000円**

### ニコニコサービス(福利厚生サービス)のごあんない

自動車事故費用共済にご加入いただくと、ニコニコサービスをご利用いただける特典があります。

#### ニコニコ 1 エルフルカード

広島県内のレクリエーション施設や宿泊施設、飲食施設などが優待割引でご利用できます。(約500施設)

#### ニコニコ 2 健康ももしし24

電話1本で健康についての悩みや質問に、医療アドバイザーがお応えします。(通話料無料・年中無休・24時間体制)

#### ニコニコ 3 あんしん情報誌

健康をテーマに、広島県内の情報や暮らしに役立つアドバイスを掲載した情報誌「あんしん」。年4回発行。季節ごとにお届けします。

※ニコニコサービス(福利厚生サービス)は予告なく変更することがあります。

### 組合員相談室

- ご契約者名・住所等の変更
  - 被共済自動車等の内容の変更
  - 共済金の請求
  - ニコニコサービスについて
- 広島県共済組合員相談室までご連絡ください。

フリーダイヤル  
**0120-708030**



■お申し込み・お問い合わせは

### 因島商工会議所

〒722-2323 尾道市因島土生町1809-20  
TEL:0845-22-2211  
FAX:0845-22-6033

■共済引受組合



共済だから安心

## 県共済

(広島県認可)  
広島県火災共済協同組合  
広島県中小企業共済協同組合  
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17  
<http://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

# 円満な事故解決を応援します！

車両1台につき共済掛金 月々

# 1,000円

共済金はあなた(契約者)にお支払いします。

契約者または契約車両の同乗者が死亡もしくはケガをしたとき

死亡	300万円
後遺障害	300万円～12万円 <small>後遺障害別等級(1～14級)に合わせ、お支払いします。</small>
入院 通院	入院日額 5,000円 1人1日につき 通院日額 2,500円

あなた(契約者)に過失がある事故で、事故相手が死亡もしくはケガをしたとき

事故発生見舞金

死亡	30万円
入院・通院	1日以上入通院した場合 3万円

+

事故解決支援金(限度額)

死亡	270万円
後遺障害	300万円～12万円 <small>後遺障害別等級(1～14級)に該当する金額を上限とします。</small>
入院・通院	5,000円 × 負傷者の総治療日数

自動車事故で相手が死亡もしくはケガをした場合、**すぐにお支払いします。**  
円満な事故解決にお役立てください！

左記の範囲内で、あなた(契約者)が**事故解決のため実際に相手に負担した金額**をお支払いします！  
(事故解決後にご請求ください)

事故解決支援金でお支払いできる一例です



領収書や受取書など、支払を証明する書類が必要です。

(死亡)事故の日から180日以内に死亡したとき。

(後遺障害)事故の日から180日以内に後遺症が残ったとき。

(入院・通院)事故の日から365日以内に入院または通院したとき。入院・通院を合わせて実際に治療を行った180日分を限度とします。

※一事故における支払限度額は300万円とします。

## ■ご注意ください

- 加入限度はいかなる場合においても被共済自動車1台につき1口とします。
- 一事故における支払限度額は300万円とします。
- 車両損害および対物損害に対する補償はありません。

## ■お引き受けできないナンバープレートの一例(事業用自動車)

広島 500  
あ 00-00  
緑の板に白い文字

広島 480  
い 00-00  
黒い板に黄色の文字(軽自動車)

※88ナンバーについては、広島県共済組合員相談室までお問い合わせください。

## ■対象となる運転者の範囲について

区分	共済契約者	運転者	車両所有者
法人	法人事業所の場合	代表者/役員/従業員/派遣/パート/アルバイト/ ※ご契約者が届出た2名の運転者	法人/自動車販売会社/リース会社/役員所有/ 【借上車両】
個人事業主	個人事業主の場合	事業主(本人)/従業員/派遣/パート/アルバイト/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/ ※ご契約者が届出た2名の運転者	個人事業主/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/自動車販売会社/リース会社/役員所有/ 【借上車両】
個人	個人の場合	個人(本人)/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/ ※ご契約者が届出た2名の運転者	個人/配偶者/同居の親族/別居の未婚の子/自動車販売会社/リース会社

※上表の運転者の範囲以外に2名の届出運転者を登録することができます。加入申込時(異動時)に記載するものとします。

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。